

1. 開会	
松本会長	<p>出席予定の委員の皆様方がお揃いになりましたので、ただ今から「令和4年度第1回長崎地方最低賃金審議会」を始めます。</p> <p>初めに委員の出欠状況について事務局からご報告をお願いします。</p>
木場補佐	<p>本審議会の事務局を担当しております、賃金室長補佐の木場と申します、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、本審議会の委員の出席状況について、報告いたします。</p> <p>本日の委員の出席は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名で、委員総数15名中14名の委員に出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
松本会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>本審議会が有効に成立していることが確認されました。</p> <p>引き続き、事務局から審議会委員等の紹介をお願いいたします。</p>
2. 審議会委員及び事務局について	
木場補佐	<p>第54期の審議会委員につきましては、令和3年4月1日から任期を2年として任命されたところですが、一部委員に異動があり令和4年4月1日付けで新たに4名の委員が任命されておりますので、紹介いたします。</p> <p>まず、公益代表委員としまして、深浦委員が就任されております。</p> <p>次に、労働者代表委員としまして、岩永委員と中山委員、また使用者代表委員としまして峯下委員が新しく就任されております。</p> <p>それでは、深浦委員から一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
深浦委員	<p>公益委員を務めさせていただきます深浦です。</p> <p>私は以前、こちらの委員を務めさせていただきましたけれども、一年開いて再度ということになりました。</p> <p>この一年間、ずいぶん世の中の状況は変わっているようでございますけれども、そういったことも考慮しながら委員として務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
木場補佐	<p>岩永委員、お願いします。</p>

岩永委員	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>この度、昨年の秋の連合長崎の大会におきまして、事務局長を拝命いたしました。連合長崎事務局長は、この審議会委員に当たるということになっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>岩永洋一と申します、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
木場補佐	<p>中山委員、お願いします。</p>
中山委員	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>基幹労連長崎県本部の中山と申します。</p> <p>この審議も初めてとなりますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
木場補佐	<p>峯下委員、お願いします。</p>
峯下委員	<p>はい、おはようございます。</p> <p>今回から委員になりました峯下と申します。</p> <p>現職は、長崎県経営者協会の事務局長でございます。</p> <p>使用者側委員として経営に苦慮されている中小企業の立場を踏まえて、審議に臨みたいと思います。</p> <p>どうぞ、よろしくお願いいたします。</p>
木場補佐	<p>引き続きまして、事務局にも異動がありましたので、あらためて紹介します。</p> <p>前列中央が、労働局長の小城です。</p>
小城局長	<p>よろしくお願い致します。</p>
木場補佐	<p>右隣が、労働基準部長の斎藤です。</p>
斎藤部長	<p>よろしくお願い致します。</p>
木場補佐	<p>左手が、賃金室長の平野です。</p>
平野室長	<p>よろしくお願い致します。</p>
木場補佐	<p>私の隣が、専門監督官の松浦です。</p>

松浦専門官	よろしくお願ひします。
木場補佐	<p>それと、私、賃金室長補佐の木場です。</p> <p>以上のメンバーで、本年度の最低賃金審議会の円滑な議事運営に努めてまいります。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>改めまして、皆様本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>さて、第54期長崎地方最低賃金審議会会長並びに会長代理につきましても、委員任命時にその任期を2年間として選出していただいております。</p> <p>会長代理の三浦委員とともに、最終年度の任期を務めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p>
3. 議題 (1) 長崎県最低賃金の改正諮問について	
松本会長	<p>それではさっそく議題に入ります。</p> <p>最初の議題は、「長崎県最低賃金の改正諮問について」でございます。</p> <p>事務局から説明をお願ひいたします。</p>
平野室長	<p>長崎県最低賃金の改正諮問につきましても最低賃金法第12条に基づき長崎労働局長から改正諮問を行いたいと存じます。</p> <p>それでは、中央でお願ひいたします。</p> <p>写真撮影をされる方は前方へお越しください。</p> <p><局長及び会長、中央へ></p>
小城局長	<p>最低賃金の改正決定について（諮問）</p> <p>最低賃金法第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022に配意した、貴会の調査審議をお願ひする。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>

松本会長	<p><局長より会長へ諮問文を手交></p> <p>承りました。</p>
平野室長	<p>ただ今、諮問させていただきました諮問文の写しを、皆様にお配りしたいと思います。</p>
松本会長	<p><諮問文の写しを各委員へ配布></p> <p>それでは、小城労働局長からご発言がございますので、よろしく願います。</p>
小城局長	<p>ただいま、長崎県最低賃金の改正につきまして調査審議の諮問をさせていただきました。</p> <p>これに先立ちまして先月28日に、後藤厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し、地域別最低賃金額改定の目安について調査審議の諮問が行われたところでございます。</p> <p>後藤大臣が挨拶された際の発言として、お手元の別冊資料2「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・新しい資本主義実行計画工程表」の、2ページ目の上から6行目以下また書きのところにございますが、「人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げるとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。」との記載、また、お手元の資料3にございます「骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針 2022）」におきましても、4ページのまた書きにアンダーラインが記載されてございまして、方針の内容がございしますが、これら政府の方針をご紹介しつつ、最低賃金の引上げに当たっては、企業が賃上げしやすい環境整備が必要で、これについては、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援など政府全体として賃金引上げの機運の醸成に向けて取り組んでいくこと。中央最低賃金審議会の委員におかれては、できる限り早期の全国加重平均1000円の実現に向けて、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論いただきたいとのご発言があったものと承知しているところでございます。</p> <p>つきましては、長崎地方最低賃金審議会の委員の皆様方には、今後中央最低賃金審議会から示されます目安を参考としつつ、長崎県最低賃金の改正について、県内における経済・雇用の実態や賃金の動向などを考</p>

	<p>慮した調査審議をお願いしたいと思っております。</p> <p>調査審議が決定し、答申をいただくまで、委員の皆様には多大なるご苦勞をおかけすることになりますけれども、事務局といたしましても、充実した審議を尽くしていただけるよう審議会の円滑な運営に努めていく所存でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。</p>
松本会長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>皆様ご承知のとおり、昨年度はコロナ禍の中、引上げ額の目安については、A～Dランク全てにおいて28円、しかも目安制度が始まって以来、最高額が示されるという状況での審議となりましたが、長崎県下の経済状況等をもとに、地域別最低賃金を28円引上げて、821円と答申し決定されたところでございます。</p> <p>本年度におきましても、感染症の終息が見えない中、中小零細事業者の経営実態や長崎県の経済情勢の動向を注視しながらの審議会運営となりますが、皆様方のご協力をいただきながら、円滑な運営をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
平野室長	<p>報道各社の皆様に申し上げます。</p> <p>頭撮りはここまでとさせていただきます。</p> <p>恐縮ですが、カメラの皆様は、ご退出いただきますようお願いいたします。</p>
(2) 長崎県最低賃金専門部会の設置等について ①専門部会の設置について 松本会長	<p>それでは、次の議題に移ります。</p> <p>次の議題は、「専門部会の設置について」です。</p> <p>ただ今、局長から当審議会に対しまして、長崎県最低賃金の改正についての諮問がございました。</p> <p>長崎県最低賃金の改正審議に当たりましては、最低賃金法第25条第2項の規定により、専門部会を設置することが義務付けられておりますので、事務局におきまして、労・使各側の専門部会委員の任命について、所要の手続きをとっていただく必要があります。</p>

	<p>そこで、労・使双方から専門部会委員の候補者の推薦をいただくこととなりますが、その推薦の期日等につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
平野室長	<p>それでは、「専門部会の関係労働者を代表する委員、及び関係使用者を代表する委員の候補者の推薦に係る公示」につきまして、説明いたします。</p> <p>専門部会の労働者代表委員、並びに使用者代表委員の候補者の推薦につきましては、本日から7月19日までの間、候補者の推薦を求める公示を行うこととしております。</p> <p>本審議会が終了後、長崎労働局掲示板にて公示し、併せてホームページにて周知いたします。</p> <p>候補者の推薦書等諸様式は、ホームページに掲載しますので、ご活用いただきたいと思います。</p>
松本会長	<p>ただ今の、事務局からの説明につきまして、ご質問等はございますか。</p>
各委員	<p><質問等なし></p>
松本会長	<p>ご質問がないようですので、事務局においては説明のとおり公示の手続きを進めていただくようお願いいたします。</p>
②専門部会の決議について	
松本会長	<p>続いての議題は、「専門部会の決議について」です。</p> <p>「最低賃金審議会令」の第6条第5項におきましては、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とされておりますが、当審議会といたしましては、例年、「地域別の最低賃金につきましては、第6条5項を適用しない」としているところでございます。</p> <p>本年度におきましても、同様の扱いでどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p><異議なし></p>
松本会長	<p>異議はございませんか。</p> <p>ご異議がないようですので、長崎県最低賃金につきましては、専門部</p>

<p>(3) 参考人の意見聴取について 松本会長</p>	<p>会での決議が全会一致となった場合であっても、それをもって審議会の決議とはせずに、本審議会において決議することとします。</p>
<p>平野室長</p>	<p>次は、「関係労働者又は関係使用者の意見聴取」について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>長崎県最低賃金改正諮問後の関係労働者、又は関係使用者の意見聴取手続につきましては、最低賃金法第25条第5項、並びに最低賃金法施行規則第11条第1項により、「意見聴取について」並びに「意見書の提出について」の公示が義務付けられております。</p> <p>長崎地方最低賃金審議会におきましては、例年早期発効を目指す迅速な審議会の運営のため、関係労働者及び関係使用者の意見聴取については、関係労使から提出された意見書に加え、審議会の場で意見を述べることを表明された者についてのみ、審議会へ出席していただき意見聴取を行ってきたところです。</p>
<p>松本会長</p>	<p>ただ今、参考人の意見聴取につきまして、事務局から説明がありました。</p> <p>当審議会としましては、今年度もこれまでと同様に提出された関係労使の意見書を基本とし、審議会の場で意見を述べることを希望する者がいた場合は、参考人の意見聴取を行うようにしたいと考えておりますが、何かご意見はございますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><意見なし></p>
<p>松本会長</p>	<p>特にないようですが、いかがでしょう。 まず、労側から何か。</p>
<p>種村委員</p>	<p>これまで同様、申し出があれば、ご意見をお聞きするというごことをお願いしたいと思います。</p>
<p>松本会長</p>	<p>はい、了解いたしました。 では、使用者側いかがでしょうか。</p>
<p>岩根委員</p>	<p>同じくですが、現時点ではこの場での意見聴取は想定をしておりませ</p>

	<p>るので、審議の場で意見を述べさせていただきたいと思っております。</p>
松本会長	<p>はい、わかりました。 他の委員、何かご発言ございますか。 労使どちらでもよろしいですが、ご意見ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
松本会長	<p>それでは、最低賃金法第25条第5項の規定により、関係団体から意見書の提出のほか、意見陳述の要望がありました場合は、その必要があるものとして、第2回本審において参考人意見聴取を実施する予定とさせていただきます。 続きまして、長崎県最低賃金の改正に係る関係労使の意見聴取に関する公示について、説明をお願いいたします。</p>
平野室長	<p>長崎県最低賃金の改正に係る関係労働者及び関係使用者からの意見聴取、意見書の提出につきましては、本日から7月19日までの間、公示を行いまして、広くご意見を求めることにいたします。 関係労使より意見書が提出されましたら、次回審議会の開催前に、各委員の皆様方にお送りしたいと考えております。</p>
(4) 事業場 実地視察について	
松本会長	<p>次は、議題(4)の「事業場実地視察について」、事務局から説明をお願いいたします。</p>
平野室長	<p>昨年度の第7回本審にて検討事項となっておりました今年度の事業場実地視察につきましては、これまで会長並びに公益委員の皆様と調整を行ってまいりました。 その内容につきましては、委員の皆様にも情報提供しているところですが、あらためて説明いたします。 実地視察の実施要領は資料3ページ資料番号2のとおりです。 まず、趣旨等としまして、長崎地方最低賃金審議会委員が直接事業場を訪問し、最低賃金改正の調査審議に資する有益な情報を収集することを目的とする。 事業場実地視察は地域別最低賃金適用事業場を対象に実施する。 事業場への直接訪問と書面によるヒアリングの2本立てとする、とし</p>

松本会長	<p>ております。</p> <p>特賃に関しては労使のイニシアティブに委ねるという理由、また九州管内では特賃の実地視察は、ここ数年は実施されていないこと、このようなことから、地域別最低賃金適用事業場に絞って実施するとしたものでございます。</p> <p>実地視察の事業場数は「1」としています。</p> <p>視察のメンバー構成については、公労使各側から複数名としています。</p> <p>要点としまして、事業場視察により収集した有益な情報については、その後の専門部会での議論に活用していただけるよう、参加各委員より第2回本審にて報告していただくこととしています。</p> <p>また、相手先が確保できない場合は、書面によるヒアリングに切り替えることにしております。</p> <p>次に「書面によるヒアリング」ですが、事業場数は実地視察と同じく「1」としています。</p> <p>実地視察を行う事業場とは異なる業種、業態の事業場を選定して、事業場における事業の実態を把握し、その結果を本審に報告します。</p> <p>実地視察を行う事業場からあらかじめ取り寄せる調査票と書面によるヒアリング用の調査票は同一の様式を使用します。</p> <p>今回は労働者側からのヒアリング様式も新たに作成しております。</p> <p>視察時における労働者側からの意見聴取は、事業場の対応が可能であれば実施したいと考えております。</p> <p>最後に、「その他」としまして、今年度の結果を踏まえた次年度以降の実地視察のあり方等の検討を行う会議体についてです。</p> <p>審議会運営規程の第3条では、地賃及び特賃の改正審議に必要な調査事項、審議日程等を協議するため「運営小委員会」を設けることができるとされているところですが、調査事項、審議日程等の協議については、全て本審で行うこととして、平成21年以降は設置されていません。</p> <p>今年度の実地視察の評価、次年度に向けた検討につきましても、従来の方法を踏襲し、小委員会は設置せず、実地視察後に開催される本審において協議していただくことにしたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま事務局より説明のありました事業場実地視察の方針案につきまして、公益委員としては了承しているものですが、労使双方の委員の方、今ご覧になってあるいは、説明をお聞きになって色々お考えがあらうかと思いますが、まずご質問等はございますか。</p> <p>このようにしようとか、ご意見もあらうかと思うんですが。</p> <p>ご意見どうぞ遠慮なく。</p>
------	--

種村委員	<p>現時点ではありません。</p> <p>ただ今回の実地視察をやってみて、その後検討が必要な部分があれば本審にて検討するということがいいのかなと思っております。</p>
松本会長	<p>はい、ともかくこれで今年度やってみようということによろしいでしょうか。</p> <p>そしてその結果を踏まえまして、もう少しこういうふうにした方がいいんだという議論はその後行うということ。</p> <p>ではこの事業場実地視察の方針案につきましては、了承するということがよろしいですね。</p>
岡田委員	<p>はい、一点確認を。</p>
松本会長	<p>はい、どうぞ。</p>
岡田委員	<p>今、実施要項に案がついています。</p> <p>それでは今の異議なしということで案が消えるということ。</p>
松本会長	<p>案が消えるという手続きになりますね。</p> <p>確認しますが、事務局それでよろしいですね。</p>
平野室長	<p>はい。</p>
松本会長	<p>それでは、本件につきましては事務局案を了承することといたします。</p> <p>続いて、今年度の事業場実地視察の対象事業場等について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
平野室長	<p>事業場実地視察の方針につきまして、ただいま了解いただいたところですが、第2回本審までの間に実施する必要がありますので、並行して事業場の選定等を進めているところでございます。</p> <p>今年度の「実地視察事業場」につきましては、繊維製品製造業を営む事業場を、「書面によるヒアリング事業場」につきましては、食料品製造業を営む事業場を選定しておりますが、いずれも先方との調整の段階ですので、確定し次第委員の皆様にご報告したいと思います。</p> <p>なお、いずれの事業場も労働者数は30名程度でございます。</p> <p>また、事業場及び労働者からヒアリング等を行った結果につきましては、審議会資料として取りまとめたうえで、次回第2回本審に提出いた</p>

	<p>します。</p>
<p>松本会長</p>	<p>事務局において事業場実施視察の準備等、御苦勞ですがよろしくお願 いします。</p> <p>この事業場視察により収集した情報については、その後の専門部会での 議論に活用していただけるよう、第2回本審にて参加各委員から報告 していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。</p>
<p>(5) 審議会 の公開につ いて</p>	
<p>松本会長</p>	<p>次の議題、「(5) 審議会の公開について」、事務局から説明をお願いし ます。</p>
<p>平野室長</p>	<p>資料の11ページ資料番号3-1の「長崎地方最低賃金審議会運営規 程」をご覧ください。</p> <p>運営規程第6条で会議の公開について規定しており、会議は原則とし て公開することとなっております。</p> <p>しかしながら、第6条但し書きで、個人情報の保護に支障を及ぼすお それがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそ れがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に 損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることが できるものとなっております。</p> <p>次に、運営規程第7条で議事録及び議事要旨について規定しています。 運営規程第7条第1項に基づき、会議の議事につきましては事務局で 議事録を作成することとなっております。</p> <p>そして第2項において作成した議事録及び会議資料は原則として公開 することとなっております。その公開方法については、一般の閲覧等の利 用に供するほか、長崎労働局のホームページで公開しております。</p> <p>なお、公開する議事録では、発言者の氏名も公開の対象となります。</p> <p>このように審議会における審議は公開が原則ですが、運営規程第7条 第2項但し書きで、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、 個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ がある場合には、会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開 にすることができるものとなっております。</p> <p>議事録を非公開にする場合には第3項で議事要旨を作成し公開するこ ととなっております。</p>

	<p>次に、13 ページ資料番号3-2の「長崎地方最低審議会長崎県最低賃金専門部会運営規程」をご覧ください。</p> <p>第6条で会議の公開について、第7条で議事録及び議事要旨について、本審と同様の規定が定められておりますが、専門部会については、具体的な金額審議が行われることもあり、率直な意見交換や意思決定の中立性を担保するため、これまで会議及び議事録については非公開とし、会議資料と議事要旨を公開する運用がなされているところです。</p> <p>このため、事務局としては第1回の専門部会は非公開で開催するよう専門部会にお諮りしたいと思っておりますが、部会長が決まった時点で改めて決定いただくことにしたいと考えております。</p> <p>本日は、長崎地方最低賃金審議会の本審における会議の公開・非公開と議事録・会議資料の公開・非公開の取扱いにつきまして、今年度も、例年と同じく本審の審議は原則として公開し、特定の個人または団体の利益が不当に侵害されるおそれ、または率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は非公開とする運用でよろしいか委員の皆様にお諮りしたいと思っております。</p>
松本会長	<p>ただ今、事務局から審議会の公開・非公開につきまして説明がありましたが、本日は本審の取扱いについて、委員の皆様にお諮りしたいと思います。ご質問等はございますでしょうか。</p>
各委員	<p><質問等なし></p>
松本会長	<p>意見はございませんか。</p> <p>それでは、本審の公開・非公開につきまして、事務局説明のとおり取り扱うことといたします。</p> <p>また、第2回本審においては、事業場実地視察の報告を参加各委員から行っていただく予定ですが、特定の個人や団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると判断される場合は、運営規程第6条第1項但し書きの規定に基づき、会議の一部を非公開として開催することがありますので、ご承知おきください。</p> <p>なお、事務局説明のとおり専門部会の公開・非公開の取扱いについては、改めて専門部会に諮っていただくことといたします。</p>
(6) 審議日程等について 松本会長	<p>次の議題は、「審議日程等について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>

平野室長	<p>「審議会の開催日程等について（案）」につきまして、説明をいたします。</p> <p>中央最低賃金審議会におきましては、6月28日に諮問が行われ、現在、目安小委員会が開催されているところですが、7月下旬には目安答申がなされる予定となっております。</p> <p>長崎におきましては、資料の17ページ、資料番号4-1「令和4年度審議会日程（案）」にごぞいますとおり、8月1日（月曜日）に第2回本審を開催して、中央最低賃金審議会の目安伝達等を行い、本審終了後、引き続き、第1回目の最低賃金専門部会を開催して、部会長並びに部会長代理の選任後、実質的な審議をいただきたいと考えております。</p> <p>開催日程案では、第2回の専門部会を8月4日（木）、第3回の専門部会を8月5日（金）と、3回の専門部会を予定しておりますが、8月9日を中心とした原爆関連行事を考慮し、予備日をそれぞれ10日、12日としております。</p> <p>結審と発効の関連については19ページの資料番号4-2「地域別最低賃金審議会（本審・部会）開催日程」の「4年度（案）」をご覧ください。</p> <p>8月5日の専門部会で結審し、同日の本審にて答申となった場合は、スケジュール上では、8月23日に異議審という日程になり、法定発効日は10月1日を予定とするものです。</p> <p>8月12日の部会にて結審した場合は、同日に本審が開催できれば、8月30日に異議審となり、法定発効日は10月8日を予定とするスケジュールになります。</p> <p>次に、特定最低賃金の改正につきましては、令和4年2月に3業種の関係労働団体から「意向表明」がありまして、7月1日に3業種それぞれの関係労働団体から改正決定にかかる申出書が提出されております。</p> <p>申出書の内容につきましては、精査をいたしまして、要件を満たしていると判断されましたら、8月1日に開催予定の第2回の本審におきまして、局長から改正の必要性の有無について、諮問をさせていただく予定にしております。</p> <p>その後、9月2日に開催予定の第5回の本審におきまして、参考人意見聴取を行い、「改正の必要性有りの答申」をいただいた場合、最低賃金法第25条第2項の規定に基づく、専門部会の設置が必要になりますので、労使それぞれの団体より、各特定最賃の専門部会委員の推薦をいただくための公示を行いまして、9月末には第1回合同部会を開催したいと考えております。</p> <p>特に、9月以降は例年の特定最低賃金の審議日程を踏まえた日程調整を行いたいと考えておりまして、年内発効となるように、できるだけ早</p>
------	--

	<p>めのスケジュールを組みたいと考えております。</p> <p>各委員の皆様方におかれましては、日程表案に沿った、日程の確保、調整を行っていただくよう、よろしくお願いいたします。</p>
松本会長	<p>ただ今、事務局から「令和4年度 長崎地方最低賃金審議会日程表(案)」についての説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。</p>
岡田委員	<p>すみません。</p> <p>確認なんですけど、先日の日程照会ありましたけど、時間はこの前照会された時間でよろしいのでしょうか。</p> <p>8月1日とか午前中になるかと思うんですが、その理解でよろしいですか。</p>
平野室長	<p>概ねお知らせした時間で開催したいと思っておりますが、本審・部会、あるいは部会・本審と連続する日程につきましては、開催の時刻につきましては、若干早めに設定したいと思っております。</p> <p>まだ案の段階でお示ししておりますので、正式な通知はまた後日させていただきますと思います。</p>
松本会長	<p>ほかにどなたかご質問等ございますか。</p>
岩根委員	<p>確認なんですけど、10日も予備日に入っているということですか。</p>
平野室長	<p>はい。10日も入れてあります。</p>
岩根委員	<p>事務連絡にも入ってましたか、10日は。</p>
平野室長	<p>いえ、12日でお示ししております。</p>
岩根委員	<p>そうですね。</p> <p>で、入ったということですね。</p>
平野室長	<p>当初の予定で10日を入れておりましたので、予定案としてはそのまま残しております。</p>
岩根委員	<p>非常にわかりにくいんですけど、会議の前の事務連絡では12日。10日は消えたなと思っていたんですよ。</p>

	<p>ここでは、入っているというのは予定を生かしておけよということではないのでしょうか。</p>
平野室長	<p>皆様のスケジュールを具体的にお伺いしましたところ、10日の開催予定はほぼないのですが、当初から10日を予備日と設定しておりましたので、ご説明しているということでございます。</p>
小城局長	<p>実際のところ、まずは12日でご予定を立てていただきまして、不測の事態があった場合に、10日に開催する必要があるれば至急調整させていただくということよろしいでしょうか。</p>
松本会長	<p>現時点で10日はないんだけど、万が一あれば連絡しますよと。ただし、定足数に足らなければそれも無理だとそういうことですね。今の10日も他のスケジュール入れてらっしゃる方もいらっしゃるだろうし、これから入る方もいらっしゃるでしょうし、10日は一応ないということで私たち行動しましょうか。</p>
松本会長	<p>ほかにごございますでしょうか。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
松本会長	<p>ございませんか。</p>
(7) その他 松本会長	<p>それでは、令和4年度の「長崎地方最低賃金審議会日程表（案）」は、了承されたということといたします。 案が消えます。 審議日程の関係ですが、事務局より、8月初めから8月10日頃にかけて、第2回本審、第1回～第3回ないし第5回、専門部会が集中して開催される日程の説明がありました。 まだ、専門部会の委員も決定していない段階ですが、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。 その他に事務局から何かございますでしょうか。 無ければ本配付された資料についてのご説明をお願いします。</p>
平野室長	<p>資料の21ページ、資料番号5「令和4年度長崎地方最低賃金審議会の運営について(案)」を、ご覧ください。 長崎では、例年、第1回本審において、当年度の円滑な審議会運営のため</p>

	<p>めに、公労使各委員で申し合わせている事項がございます。</p> <p>内容としましては、最低賃金の趣旨に鑑み、早期に結論が得られるように、「審議の促進に努める」「関係労使の意見を十分把握するように努める」「専門部会において全会一致の結論が得られるように努力する」などがございます。</p> <p>また、特定最低賃金の審議におきましても「専門部会で全会一致の結論が得られるよう努力する」というものでございます。</p>
松本会長	<p>事務局から説明がありました「令和4年度長崎地方最低賃金審議会の運営（案）」について、本年度もこの内容でよろしいでしょうかということです。私も改めて見まして、これは毎年日付を書いて申し合わせていましたか。</p>
平野室長	<p>はい。</p>
松本会長	<p>毎年この手続きやらなければならないので、今年度も今日の日付でこの文言について、この合意を得たいということです。</p> <p>この内容でよろしいでしょうか。</p> <p>特段ございませんか。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
松本会長	<p>それでは、「令和4年度長崎地方最低賃金審議会の運営について（案）」は、本年度も、この内容で申し合わせをすることといたします。</p> <p>委員の皆様にお諮りする議事は他にありませんでしょうか。</p> <p>ないようであれば、本日は、多くの資料も配布いただいておりますので、事務局から簡潔にご説明をお願いいたします。</p>
平野室長	<p>それでは、議題で説明した資料以外の資料について説明をさせていただきます。</p> <p>資料の目次をご覧ください。</p> <p>23 ページ、参考資料1、35 ページ、参考資料2は、日本銀行長崎支店及び財務省福岡財務支局長崎財務事務所が発表している長崎県の経済関係情報でございます。</p> <p>日銀長崎支店による「長崎県の金融経済概況」では県内経済の基調判断について「生産は緩やかな増加基調にある。雇用・所得環境をみると、労働需給は改善の動きに拮がりが見られる一方、雇用者所得は弱い動きが続いている、消費者物価指数は前年を上回った。」「感染症の動向のほ</p>

か、エネルギー価格・原材料コストの上昇、供給制約、ウクライナ情勢等が、企業収益や個人消費に及ぼす影響を注視していく必要がある。」とされています。

45 ページ、参考資料3-1は当局職業安定部が発表しています「長崎県の雇用失業情勢」、55 ページ、参考資料3-2は「職業安定業務月報ながさき」、67 ページ、参考資料3-3は「職種別 有効求人・有効求職の状況」を添付しております。

77 ページ、参考資料4は、長崎県県民生活環境部統計課作成の「長崎県の賃金・雇用の動き」です。

令和4年4月の概要をみますと、規模5人以上及び規模30人以上の平均給与の総額は前年度よりそれぞれ0.2%、0.7%の増加となっておりますが、実質賃金指数の前年同月比については、いずれも0.1%、1.6%の減少となっております。

99 ページ、参考資料5は、「令和4年度 春季賃上げ妥結状況」となっております。

また、別冊としまして、6月28日に開催されました目安に関する小委員会におきまして、厚生労働省から提出された資料を添付しております。

資料No.1は「主要統計資料」です。この資料は3部構成になっており、Ⅰが全国統計資料編、Ⅱが都道府県統計資料編、Ⅲが業務統計資料編となっています。

資料No.2は、局長説明にもありましたが令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」の関係部分を抜粋した資料、資料No.3も「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」の関係部分の抜粋資料でございます。

この他、資料No.4は「足下の経済状況等に関する補足資料」。新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の推移のほか、「ランク別完全失業率の推移」、「主な産業の売上高経常利益率推移」、「消費者物価指数の推移」等に関する資料となっております。

資料No.5は目安に関する小委員会の「今後の予定(案)」でございます。

参考資料No.1は2021年度「最低賃金に関する調査研究等事業」による最低賃金に関する報告書の概要、及び労働政策研究・研修機構作成の「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2021年)の概要等の各種資料となっております。

最後に、公益委員それから新任の委員以外の委員の皆様には別冊の「令和4年度版最低賃金決定要覧」をお配りしております。

これらの資料につきましては、今後の審議の参考として、ご活用いただきますようお願いいたします。以上でございます。

松本会長	<p>ただ今ご説明していただいた資料につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。</p> <p>今、ざっとみたところでお感じになったところがありますか。</p> <p>これはどうなっているんだとか。</p>
各委員	<p><質問等なし></p>
松本会長	<p>今すぐ全て見ていただいているとはいえないでしょうけど、各自質問も無いようですので、先程、事務局から説明がありましたとおり、次回の第2回審議会本審は、令和4年8月1日（月曜日）に開催し、また本審終了後に引き続き、第1回専門部会も開催される予定ですので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議の議事録の確認につきましては、公益は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は岩根委員を、それぞれ指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の審議会はこれで閉会といたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>